

令和3年第4回北海道議会定例会 予算特別委員会

開催年月日 令和3年(2021年)12月9日(木)
質問者 自民党・道民会議 三好 雅 委員
答弁者 少子高齢化対策監 京谷 栄一
障がい者保健福祉課長 遠藤 篤也
障がい者保健福祉課精神医療担当課長 中野 繁
子ども子育て支援課自立支援担当課長 手塚 和貴

○三好雅委員

国が昨年12月に実施したヤングケアラーに関する調査を契機に、道や道教委は、今年に入って庁内連絡会議や有識者会議を立ち上げ、道内におけるヤングケアラーをはじめとするケアラーの実態把握や、支援のあり方などについて取組を進めているところであります。

今日も有識者会議があるとのことではありますが、先の少子・高齢社会対策特別委員会にはケアラー支援条例の素案が報告され、我が会派の代表格質問において、道が取り組んでいるケアラー支援について、条例の策定や支援に向けた地域づくりの考え方などについてお伺いをしたところであります。

知事からは「ケアラーの方々が互いに共感し、年齢や置かれた状況に応じた悩み・負担が軽減される環境づくりを進める」といった趣旨の答弁がありましたので、以下、具体の取組についてお伺いしたいと思います。

まず、ヤングケアラーについてであります。条例素案の基本的施策の中において、「ヤングケアラーが自らの意見を表明する権利を行使することができ、その意見が適切に支援に反映される環境の整備に努める」との記載があったところであります。

ヤングケアラーの意見が適切に支援に反映される環境とは、具体的にどのような環境をイメージしておられるのか、また、整備の進め方をどのように考えているのか、併せて伺います。

○子ども子育て支援課自立支援担当課長

ヤングケアラーに対する支援についてでございますが、ヤングケアラーにつきましても、本人にその自覚がないことや、家庭内のデリケートな問題でもありますことから、自身の悩みを誰かに相談した経験がない子どもたちも多く、今後、必要な支援に結びつけていくためには、本人及び周囲がヤングケアラーについて十分理解をすることが重要と考えております。

このため、道といたしましては、道民の皆様方に、ヤングケアラーが置かれている状況について理解を深めていただくことに加え、子どもの権利と利益が最大限に尊重されるよう、当事者である子どもの意見表明の機会が確保されることが重要と考えており、まずは、年齢や置かれた状況に配慮しながら丁寧な説明を行い、本人の気づきを促しますとともに、身近な地域で本人が安心して悩みや希望を相談できる機会を確保することや、そうした子どもに対し、寄り添った相談対応を担うことができる人材を育成するなど、必要な環境整備に努めていく考えでございます。

○三好雅委員

なかなか自覚がない若しくは気付いたとはいえ、しっかりと意見を表明することがなかなか自分たちでは難しい場面もあるかというふうに想定されます。

その環境作りというのは、さらに色々な意味で環境を整備する立場の方々が、心を砕かなければならない場面があると思いますので、しっかりと取組をお願いしたいというふうに思います。

素案の中の責務や役割の中で、教育機関に対して、関係機関の役割に加えて教育機会の確保や相談などの役割を求めています。関係機関が自らの業務の範囲を超えてケアラーや、ヤングケアラーの支援を抱え込んでしまい本来の業務が滞ってしまうようでは、かえって適切な支援に繋がらないことが懸念されるところであります。

関係機関がそれぞれの役割を生かして適切な支援に繋げることが重要であるというふうに考えておりますが、こうした視点において条例の中での検討も必要ではないかと考えておりますが、道の見解を伺いたいと思います。

○子ども子育て支援課自立支援担当課長

関係機関の役割についてでございますが、現在検討を進めているケアラー支援のための条例の素案では、介護、障がい者及び障害児支援、児童福祉や医療、教育等に関する業務を行う関係機関の役割といたしまして、道及び市町村の施策への協力のほか、ケアラーの意向を尊重しつつ、健康状態や生活環境等を確認し、適切な支援に結びつけることなどを明確に示しているところでございます。

特に、教育に関する関係機関につきましては、学級担任による生徒の生活状況の把握に加え、ヤングケアラー当事者に対し、適切な教育の機会を確保することや教育に関する相談対応などの役割を別に規定することとしておりますが、委員の御指摘を踏まえまして、関係者が他の関係機関と共通理解に立ち、役割を分担しながら、それぞれの業務に支障を来すことなく、適切なヤングケアラー支援に結びつけていくことができるよう条例の素案を修正することにつきまして検討していく考えでございます。

○三好雅委員

先程申し上げたように、本来業務が滞ってしまうこと自体がですね、本当に助けの手を伸ばさなきゃいけないこの支援が繋がらないという懸念をしっかりと認識できるような形での条例の修正をお願いしたいと思っております。

ヤングケアラーについてのお話がありましたが、まだ、ケアラーの支援について重要な観点があるかというふうに思います。

次の質問は、障がいのある方に対するケアラーについてであります。道が実施したこのケアラー実態調査の結果において、障がいのある人をお世話をする方の多くは、自分が亡くなった後の不安を抱えており、相談できる相手や場所を必要としていることや、指定特定相談支援事業者などの相談支援機関では、6割以上がケアラーの早期発見や、関係機関相互の連携など、サービス提供体制の整備が必要と考えております。

道は、こうした声に応える上で、どのような課題があると認識しているのか、課題などを踏まえ、どう対応していく考えなのか、伺いたいと思っております。

○障がい者保健福祉課長

障がいのある方のご家族への支援についてであります。障がいのある方を支えるご家族からは、御自身が亡くなった後を含め、お世話が必要な人の将来に対する不安や、自らの健康への不安など、様々な悩みを抱えており、相談に応じてくれる人や場所が求められている中、地域におきましては、こうした複合的な悩みに対応し、必要な支援につなげていく相談支援体制が十分に整えられていないことが課題と認識しております。

このため、道では、これまでも相談支援専門員の養成や資質向上を図るための研修に取り組むとともに、発達障害者支援センターを活用した専門的支援や、地域づくりコーディネーターを活用した地域生活支援拠点の整備などに努めるほか、地域の支援体制の整備に必要な財政措置を国に働きかけてきているところでございまして、今後とも、こうした取組を進めながら、当事者はもとより、ケアをする方々の気持ちに寄り添った相談支援体制の充実強化を図ってまいります。

○三好雅委員

相談支援体制を十分に強化することは大事だということと、やはり相談がしやすい環境、もしくは、同じ気持ちを共感できるような環境づくり、そういったことが大事なのかなというふうに思っております。

次に、医療的ケアを必要とする子どものケアラーについてであります。実態調査の結果から、ケアが長期間に及んでおり、1日のケアの時間も長くなっていることや、ケアが必要な人を緊急時などに一時的に預ける場所を必要としていることなども明らかになっておるところであります。

特に、医療的ケアが必要な子どもをケアする方の負担が大きくなっており、このよう

なケアラーを支援するための体制や、いわゆる息抜きなどリフレッシュする場を確保することが必要と考えられます。

この実現に向けた道の課題の認識や、今後の対応をどのように考えているのか、伺いたいと思います。

○障がい者保健福祉課精神医療担当課長

医療的ケアを必要とする子どものご家族への支援についてであります。医療技術の進歩に伴い医療的ケア児が増加するとともにその実態が多様化し、医療的ケア児及びそのご家族への適切な支援が重要な課題となっていることを鑑み、本年9月に医療的ケア児支援法が施行したところであります。

こうした中、地域によっては、医療的ケア児への支援に携わる職員の確保が難しいことなどから、短期入所事業等を実施する事業所が限られるほか、医療的ケア児やそのご家族を総合的にサポートするコーディネーターが配置されていないなどの課題があるものと認識しております。

このため、道ではこれまで、市町村に対する、医療的ケア児の日中活動の場やご家族の休息を確保するための看護師の派遣事業への支援のほか、コーディネーターを養成するための研修会を開催するとともに、障害福祉サービス事業所等において、看護職員の確保が推進される報酬体系となるよう国に要望するなどしており、今後は、こうした取組に加え、より多くの地域において必要な支援体制が整備されるよう、市町村に対し、医療機関や事業所、学校などの関係機関間の協議の場の設置を働きかけ、具体的な対応方策の検討を積極的に促すなどして、ケアラー支援に資するサービス提供体制の構築に努めてまいりたいと考えております。

○三好雅委員

色々な観点をお伺いさせていただきました。

ヤングケアラーを含め、それぞれのケアラーが抱える課題、また、置かれている状況は様々であり、ケアラーに応じて必要とされる支援に適切に繋げていくことが重要であると考えます。

全てのケアラーが個人として尊重をされ、孤立することなく、健康で自分らしく、夢や希望をもって暮らすことのできる社会を目指すという基本理念を掲げる、新たなこのケアラー支援条例の下で、着実な取組が求められるところであります。

まずは条例の制定、続いて、このケアラーの支援に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための計画づくりや、必要な体制整備に取り組む必要があります。

道として、どのように取り組んでいくのか、伺いたいと思います。

○少子高齢化対策監

今後の取組についてでございますが、先ほど委員から御指摘のありました関係機関の役割について条例素案の修正を更に検討するほか、パブリックコメントの御意見も反映し作業を進めるとともに、この条例をより実効性あるものとするためには、福祉、介護、医療、教育など幅広い分野の施策を総合的かつ計画的に推進していく必要がありますことから、条例制定後は速やかに、道の高齢者保健福祉計画や障がい福祉計画など他の計画との整合性を図りつつ、ケアラー支援の観点からの推進計画を新たに策定してまいりたいと考えてございます。

また、その際には、教育庁を含めました道庁内各部が一層連携を図りながら、この条例が目指しております、市町村や関係団体、学校などの関係する方々が一体となってケアラーを支援する体制の構築に向けた幅広い施策に関して、その進捗状況や評価を行いながら、適切な進行管理をすることができる体制についても検討してまいりたいと考えております。

○三好雅委員

年度末まで、あまり時間がありませんが、しっかりと我々も、今後とも議論に参加していきたいと思っております。